

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



被災者生活再建支援事業
生活関係経費の申請期限は
10月28日(金)です

平成16年9月29日に襲来した台風21号災害に係る被災者生活再建支援事業について、申請手続きをされていない方は、必ず期限内に申請してください。

※この事業は台風21号災害当時、災害救助法などが適用された旧西条市・旧小松町の方が対象となります。

■対象世帯
全壊、大規模半壊(世帯の収入によって制限があります)

■対象となる経費
○生活関係経費
生活再建に必要な物品の購

入費と物品の修理費。(物品には指定があります。詳しくは担当課でご相談ください)

○居住関係経費
解体(除却)、撤去、整地費、家賃(公営住宅を除く)など

■支援金の額
災害の程度、世帯の収入などに応じて37万5000円から300万円。

■申請期限
○生活関係経費
平成17年10月28日(金)

○居住関係経費
平成19年10月29日(月)

※ただし、家賃等に関しては平成18年10月30日(月)です。

■申請先
○市庁舎別館社会福祉課
総務福祉係(内線2323)

○小松総合支所保健福祉課
社会福祉・援護係
(内線125)

10月の市税ごよみ

20日 固定資産税第3期分および国民健康保険税第3期の督促状の発送

31日 市県民税第3期分および国民健康保険税第4期分の納期限

※督促状1通につき1000円の督促料と延滞金をいただきます。

下水道受益者負担金・分担金の納期(第2期)

10月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期(第2期)です。最寄りの金融機関で納めてください。

■納期限 10月31日(月)

■問合せ
○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
(内線2825)

○東予総合支所下水道課
業務係
(内線211)

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧

愛媛海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿は、毎年9月1日現在の申請などに基づいて作成し、12月5日に名簿の登録を確定します。今回この

名簿に登録されないと、名簿の有効期間である1年間は登録されません。

選挙人名簿の縦覧を行いますので、登録に該当する方は確認をしてください。

■縦覧期間
10月20日(木)～11月3日(木)
8時30分～17時

■縦覧場所・問合せ
市庁舎別館3階
市選挙管理委員会事務局
(内線5622)

国民年金のお知らせ

■国民年金の役目
年金の大きな役目は、老後の経済的な支えと、万が一のときの保障です。

年金には、現役世代が高齢世代を支える「世代間扶養」の役目もあります。

■国民年金の保障
国民年金の給付には国からの補助金があります。これまでは3分の1を国が負担していましたが、平成21年度までに2分の1に引き上げられました。また、けがや病気で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などを受け取ることができます。

国民年金は生涯にわたって

受け取ることができません。経済状況の変化に応じて年金額も改定されていきます。

■国民年金の給付
○老齢基礎年金
保険料を25年以上(免除期間を含む)納めた方が65歳になったときに給付されます。40年間納付した場合の年金額は、年額79万4500円です。

○障害基礎年金
国民年金加入中のけがや病気で重度の障害が残ったときに給付されます。年金額は、1級で年額99万3100円、2級で年額79万4500円です。

○遺族基礎年金
国民年金加入中に、18歳未満の子を残して被保険者が亡くなったときに給付されます。子どもが1人いる妻が受け取る年金額は、年額102万3100円です。

※各年金額は、平成17年度現在の額です。

■問合せ
○市庁舎本館保険年金課
年金係 (内線2436)

○東予総合支所市民生活課
保険年金係 (内線153)

○丹原総合支所市民生活課
保険年金係 (内線208)

○小松総合支所市民生活課
保険年金係 (内線133)